



弁護士
大口 敬
(おぐち・たかし)

<学歴>
私立聖光学院高等学校
京都大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
2015年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

改正入管法

弁護士 大口 敬

1 はじめに

改正入管法が2019年4月1日より施行されることになり、新たな在留資格が設けられることになりました。人材不足の解消となる期待の声や移民政策とする批判の声など話題になりましたが、多くの皆様にとってはそもそも入管法自体に馴染みがないのではないのでしょうか。本稿では、まずは入管法の概要を説明した上で、今回の改正のポイントを説明させていただきます。なお、本稿は、当職が留学生向けに開催した改正入管法のセミナー資料に相当の改変を加えたものです。

2 入管法の基礎知識

(1) パスポートとビザ

海外に行くはパスポートが必要だということは皆様ご存知でしょう。パスポートというのは各国が自国民に対して発給する身分証明書です。しかし、原則としては、海外に行くにはパスポートのみならずビザ(査証)が必要です。ビザというのは各国が外国人に対して入国に先立ち発給する入国推薦とパスポートの有効性を証明するものです。すなわち、ある国民が海外に行こうとする場合、自国と行き先の国の両方からの証明書(パスポート及びビザ)が必要ということになります。ここで、海外旅行に行かれた方の中にはビザなど取得した経験がないと疑問に思われる方もいるかもしれませんが、日本は多くの国々から短期滞在(期間は国による)であればビザ免除措置を受けているためです。

(2) 在留資格

さらに、日本では、ビザ制度とは別途に、外国人の出入国を管理する方法として在留資格制度を採用しています。在留資格とは日本において行うことができる活動内容と期間が定められるもので、日本に滞在する外国人はその在留資格により定められた活動内容と期間に限定されて日本に滞在することが可能になります。在留資格は、その性質から活動による在留資格、身分による在留資格に分類できます。

①活動による在留資格

活動による在留資格は、雇用企業との契約や留学などに基づくものであり、当該活動に限定して入国を認めるもので、在留資格以外の活動は原則として認められていません。なお、「就労ビザ」という言葉もありますが、正確にいうと「就労ビザ」というものが存在するわけではなく、就労を可能にする在留資格が付与されるものです。

代表的な 在留資格	例
高度専門職	高度人材
経営・管理	外資系企業等の経営者・管理者
研究	研究者
技術・人文知識・ 国際業務	機械工学等の技術者 通訳、デザイナー、私企業の語学 教師、海外取引業務
技能実習	技能実習生
留学	大学、短期大学、高度専門学校 及び高等学校等の学生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
短期滞在	観光客、会議参加者

②身分による在留資格

身分による在留資格は、国際結婚など当該外国人の固有の身分事項により付与されるもので、就労活動に制限はありません。その意味で、活動による在留資格と身分による在留資格では大きな質的な差異が存在します。

在留資格	例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の 配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の 配偶者等	永住者の配偶者及び日本で出生し 引き続き在留している子
定住者	特別な理由により一定の在留期間 を指定して居住が認められる者

(3) 在留期間の更新

在留資格には在留期間が設けられています。在留期間が過ぎると不法滞在(いわゆるオーバーステイ)となりますので、在留期間を超えて在留資格と同一の活動を行うためには、在留期間満了前に在留期間の更新手続きが必要になります。就労可能な在留資格の場合は、在留期間「1年」「3年」「5年」となっているものがほとんどです。在留期間を更新するには、在留資格該当性及び更新の相当性が要求されます。同じ企業、同じ職務内容で勤務し続ける場合は、比較的簡単に在留資格の更新が認められる傾向にあります。他方で、同じ職務内容でも違う企業で働く場合、後述の在留資格の変更にはあたりませんが、新規に在留資格を取得するのと変わらない審査が行われます。

(4) 在留資格の変更

外国人は、在留資格の範囲内でしか日本国

内の活動が認められておらず、別の在留資格に属する活動を行おうとする場合は、原則として別の在留資格に変更しなければなりません。例えば、留学の在留資格で来日した留学生が卒業後に日本で就職するにあたっては、就職先の職種に応じた在留資格に変更することになります。在留資格の変更を行うには、新たに取得しようとする在留資格の在留資格該当性のほか変更を認める相当性が必要となります。

(5) 資格外活動許可

前述のとおり、外国人は在留資格の範囲内でしか日本国内での活動が認められていないのですが、アルバイトをしている留学生が多くいることも周知の事実だと思います。もともとの在留資格を維持しながら、在留資格外の活動をする場合には、「資格外活動許可」を取得することで在留資格外の活動も可能となります。

ただし、あくまで在留資格の範囲内で活動することが前提ですので、留学生は学業に支障の出ないよう一定の要件(①1週間28時間以内、②夏休み、冬休みは1日8時間以内といったルール)の下で認められることになります。

3 在留資格「特定技能」の新設

(1) 「特定技能」とは

今回の入管法改正では、特定産業分野(介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業)の14業種について、新たに「特定技能」という在留資格が設けられることになりました。特定技能はその要件や期間の違いにより1号、2号に分けられます。

① 特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・在留期間:1年、6ヶ月または4ヶ月ごとの更新(更新の上限は通算5年)
- ・技能水準:試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- ・日本語能力水準:生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- ・家族の帯同:原則不可
- ・受け入れ機関または登録支援機関による支援の対象

② 特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・在留期間:3年、1年または6ヶ月ごとの更新
- ・技能水準:試験等で確認
- ・日本語能力水準:試験等での確認は不要
- ・家族の帯同:要件を満たせば可能
- ・受け入れ機関または登録支援機関による支援の対象外

新設された特定技能の範囲となる14種の特定産業分野と同一又は類似の活動にかかる、高度専門職、技術・人文知識・国際業務、介護、技能といった在留資格も存在するところ(例えば、もともと在留資格「介護」も存在するのですが、特定産業分野に介護も含まれます。しかし、日本の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得する者を対象とするなど、在留資格「介護」の取得のハードルは高いもので、在留資格「介護」の取得状況は伸び悩んでいるのが背景にあります。)、特定技能1号は技能水準としてはそれらの在留資格の水準ほどには要求されないものの、技能実習以上の技能水準を求めるといえるものです。

(2) 「特定技能」の在留資格の取得

特定技能1号の在留資格は、技能実習2号を修了又は技能及び日本語試験に合格することにより取得が可能です。

ただし、特定技能1号は家族帯同が不可、在留期間が最長5年(それ以上の更新不可)など、活動に制限があります。

そこで、さらに高度な試験に合格し「特定技能2号」の在留資格を取得することで、在留期間の上限や家族帯同制限を外すことができます。ただし、現時点では、「特定技能1号」から「特定技能2号」に移行できる職種は、特定産業分野のうち、建設、造船・船用工業の2種類に限定されています。

(3) 受け入れ機関

特定技能の在留資格を持つ外国人を受け入れる機関においても、①外国人と結ぶ雇用契約が適切(報酬額が日本人と同等以上)、②機関自体が適切(5年以内に入出国・労働法令違反がない)、③外国人を支援する体制あり(外国人が理解できる言語で支援できる)、④外国人を支援する計画が適切(生活オリエンテーションなどを含む)といった基準を満たしている必要があります。その上で、受け入れ機関は、これらの要請を確実に履行した上で、出入国在留管理庁への各種届出を行う必要があります。

(4) まとめ

今回の入管法の改正は新たに在留資格を設けるもので、既存の在留資格に比して、外国人に対してかなり労働の窓口を広げるものとなっています。法律としては政令にゆだねる部分が多い点が国会でも大きな批判を浴びたところではありますが、企業の深刻な人手不足に対応するものであり、これまで技能実習制度の濫用がなされていた部分をクリアにしようという積極的な側面もあるものです。今後外国人人材を積極的に登用する企業も必然的に増えてくると思われ、現在は2種類に限られている特定技能2号が今後広がりを見せる可能性もあり、外国人人材の登用を検討される企業は入管法の動きに着目されてはどうでしょうか。